

第

4624
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年12月4日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

共同相続人の消費税の納税義務の判定

Q：母が営んでいた不動産事業を妹と相続で引き継ぎましたが、分割が決まっていません。所得税の申告は、法定相続分に応じてすればいいとのことですが、消費税についてはどのような取扱いになりますか？

A：未分割の間は、基準期間の課税売上高を法定相続分で按分して、それを自分の課税売上高と加算して、消費税の納税義務を判定します。分割が確定しても遡及して判定する必要はありません。

【解説】

消費税法基本通達1-5-5では、相続があった場合の納税義務の免除の特例を適用する場合において、2以上の相続人があるときは、相続財産の分割が実行されるまでの間は、各相続人のその課税期間に係る基準期間における課税売上高は、その被相続人の基準期間における課税売上高に法定相続分に応じた割合を乗じた金額とするとしています。

一方民法909条では、遺産の分割は相続開始の時に遡ってその効力を生ずるとしています。

では、遺産分割が行われたときの消費税の納税義務者の判定はどうなるのか、相続開始の時に遡ってもう一度判定し直すのかということが問題になりますが、この点については、さきごろ東京国税局から同様の照会に対して、民法の遡及効には影響しない、つまり遡って判定し直す必要はない旨の回答をしています。

